

# 大分県報

令和三年  
第二〇二号  
四月二十七日

（火曜日）

## 目次

### 告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）	一
道路の供用開始	二
大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の利用に係る使用料の徴収事務の委託	三
ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託	三
大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務の委託	三
自動車保管場所関係事務委託入札参加資格審査規程の廃止	三
公安委員会告示	三
少年指導委員の委嘱	三
公告	三
競争入札参加者の資格に関する公示（三件）	四
一般競争入札の実施（三件）	八
正誤	八
令和三年三月三十一日付け大分県報号外（二八）に記載の大分県警察本部訓令第十九号（大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正）中の訂正	一四

### 告示

#### 大分県告示第三百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

令和三年四月二十七日

大分県知事 広瀬 勝貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス佐伯常盤店

佐伯市常盤東町一万九百九十三番一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

#### 3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 代表取締役 宇野 正晃  
変更後 代表取締役 横山 英昭

(二) 大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称)ドラッグコスモス佐伯常盤東町店  
変更後 ドラッグコスモス佐伯常盤店

#### 4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
平成三十年八月二十四日

(二) 大規模小売店舗の名称  
令和三年四月一日

#### 二 届出年月日

令和三年四月六日

令和三年四月一日

平成三十年八月二十四日

#### 三 関係書類の縦覧

令和三年四月六日

#### 四 その他

##### 1 縦覧期間

令和三年四月二十七日から同年八月二十七日まで

##### 2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

##### 3 その他

#### 大分県報（告示）

令和三年四月二十七日

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス竹田店

竹田市大字拝田原字山下二百十二番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 宇 野 正 晃

変更後 代表取締役 横 山 英 昭

(二) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)ドラッグコスモス竹田店

変更後 ドラッグコスモス竹田店

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成三十年八月二十四日

(二) 大規模小売店舗の名称

令和三年四月一日

二 届出年月日

令和三年四月六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年四月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道朝田日田線	日田市前津江町柚木字神杉野七〇三番二から 日田市前津江町柚木字神杉野六八三番六まで 日田市前津江町柚木字宮尾七三二番地先から 日田市前津江町柚木字宮尾七四一番一地先まで	令三・四・二七

大分県告示第三百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市長浜町三丁目十五番十九号

ファビルス・プランニング大分共同事業体

代表者

福岡市博多区博多駅前一丁目一一

株式会社ファビルス

代表取締役 野 田 太

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおりハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

東京都多摩市落合一丁目三十一番地

株式会社サンリオエンターテイメント

代表取締役社長 小 巻 亜 矢

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務

を委託した。

令和三年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市東春日町一番八号

株式会社大宣

代表取締役社長 朝 倉 弘 美

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十三号

自動車保管場所関係事務委託入札参加資格審査規程（平成十九年大分県告示第六十八号）は、廃止する。

令和三年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第一項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

令和3年4月27日

大分県公安委員長 板 井 良 助

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
工 藤 喜 賀	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署	大分中央警察署の管轄区域
佐 藤 貴 士		
日 名 子 啓 二		
三 重 野 桂 司	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署	大分中央警察署の管轄区域
村 山 和 明		
大 塚 昭 治	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署	大分中央警察署の管轄区域
工 藤 隆 盛		

令和三年四月二十七日

大分県報（告示・公安委告示）

姫野 誠 尉	大分市大字鶴崎2200番地の 8	大分東警察署	域	服部 眞二	竹田市大字拜田原221番地	竹田警察署	竹田警察署の管轄区域				
矢野 公博				東 大道	豊後大野市三重町内田1196番地	豊後大野警察署	豊後大野警察署の管轄区域				
安東 哲也	大分市大字横瀬2212番地 1	大分南警察署	大分南警察署の管轄区域	引田 正信							
首藤 昂史				小川 忠重							
大鍛治 光子	別府市田の場町13番13号	別府警察署	別府警察署の管轄区域	勝 本文雄	佐伯市大字鶴望2825番地 4	佐伯警察署	佐伯警察署の管轄区域				
手島 清				吉 良一男							
古田 茂義				後藤 孫一							
堀 敏章				上杉 次郎							
井門 裕司				加藤 文明							
高倉 伸介	速見郡日出町大字藤原字友田2277番地 2	杵築日出警察署	杵築日出警察署の管轄区域	垂井 美千代	臼杵市大字臼杵72番地の61	臼杵津久見警察署	臼杵津久見警察署の管轄区域				
平川 信哉				三重野 猛志							
目代 憲夫				<p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。</p> <p style="text-align: center;">令和三年四月二十七日</p> <p style="text-align: center;">大分県立病院長 佐藤 昌司</p> <p>一 調達をする特定役務の種類 建築物清掃業務等</p> <p>二 競争入札の参加者の資格</p> <p>1 競争入札に参加することができない者</p> <p>次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。</p> <p>(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者</p> <p>(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p>							
岩光 侃	国東市国東町鶴川48番地 1	国東警察署	国東警察署の管轄区域								
江本 雅春											
岡部 俊憲	豊後高田市是永町32番地 1	豊後高田警察署	豊後高田警察署の管轄区域								
森若 新平											
南 幸夫	宇佐市大字上田1010番地の 1	宇佐警察署	宇佐警察署の管轄区域								
渡邊 孝純											
岡崎 都都											
角 信	中津市中央町一丁目2番10号	中津警察署	中津警察署の管轄区域								
中山 博光											
鍋島 政規	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地	玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域								
佐藤 佳美											
川 述喜											
相良 和敏	日田市田島二丁目8番1号	日田警察署	日田警察署の管轄区域								
高瀬 隆昌											
宮崎 洋一											
後藤 建一											

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに県庁舎等の清掃業務に係る者に限る。）

(六) 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有する者の数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）

(七) その他大分県立病院長が必要と認める事項

3 告示による入札参加資格を取得している者は、大分県立病院長が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札に参加する資格があるものとする。

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

大分県立病院の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出す

るものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課施設管理班

〒八七〇―八五一― 大分市豊饒二丁目八番一号

電話 ○九七―五四六―七一一

3 申請の時期

令和三年四月二十七日から同年五月二十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格審査の申請（隔年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までに掲げる者に該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（告示第八条に規定する変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察情報管理システム用グループウェアサーバ等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）  
（四） 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）

(六) 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有する者の数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）

(七) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和三年四月二十七日から同年五月十七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（隔年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し

ていない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）

(六) 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有する者の数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）

(七) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和三年四月二十七日

大分県報（公告）

<p>令和三年四月二十七日から同年五月十七日までとする。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（隔年七月に申請受付）を行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等</p> <p>1 競争入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和3年4月27日</p> <p>大分県立病院長 佐 藤 昌 司</p> <p>1 競争入札に付する事項</p>	<p>(1) 特定役務の種類 建築物清掃業務等</p> <p>(2) 委託期間 令和3年7月1日から令和6年6月30日まで （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 対象施設 大分県立病院</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）を得ている者のうち、建築物清掃業のA級に格付けされた者であること。3に記す競争入札参加資格のない者で入札を希望し資格審査申請を行う者については、資格審査の結果建築物清掃業務のA級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者</p> <p>(4) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和2年大分県告示第507号）による指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p>
---	--



<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>上記2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>なお、入札参加資格を得ている者のうち、建築物清掃業のB級に格付けされている者については、再度の申請を行うことはできないものとする。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和3年4月27日(火)から同年5月24日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県立病院事務局会計管理課施設管理班 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7131</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>大分県立病院事務局会計管理課施設管理班 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7131</p> <p>(2) 日時</p> <p>令和3年4月27日から同年5月24日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>5 入札参加条件</p> <p>次の条件を全て満たしている者</p> <p>(1) 医療関連サービス事業者又は同等以上と大分県立病院長が認める者</p> <p>(2) 本公告の日から過去5年以内において、病床数が300床以上の病院と同様な契約実績を有する者</p>	<p>6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課施設管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和3年6月8日(火) 午前10時00分</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月7日(月) 午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>8 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院本館5階中央会議室</p> <p>(2) 開札日時 令和3年6月8日(火) 午前10時00分</p> <p>9 再度入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は、別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>免除とする。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>免除とする。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札</p> <p>なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。</p>
--	--

<p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 その他</p> <p>(1) 本案件は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約に該当する。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。</p> <p>(2) 本案件は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県立病院事務局会計管理課施設管理班 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7131</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required Building Cleaning Services</p> <p>(2) Fulfillment period 1 July, 2021 – 30 June, 2024</p> <p>(3) Fulfillment Place Oita Prefectural Hospital</p> <p>(4) Time limit for tender 10:00 am, 8 June, 2021</p> <p>(5) Contact office for contract Facilities Management Section Accounting Management Division Oita Prefectural Hospital 2-8-1 Bunyou, Oita city 870-8511 TEL 097-546-7131</p>	<p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和3年4月27日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察情報管理システム用グループウェアサーバ等貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和3年11月1日から令和8年10月31日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p>
--	---

<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和3年6月7日(月)午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>(7) 納入しようとする物品等の機器等リストを令和3年6月7日(月)午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、回答を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年4月27日から同年5月17日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2428</p> <p>(2) 日時 令和3年4月27日から同年6月7日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和3年7月1日(木)午前10時。ただし、郵送の場合は、同年6月30日(水)午後5時45分までに必着すること。</p>	<p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室 (2) 日 時 令和3年7月1日(木)午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の場、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4の(1)に同じ。 (2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p>
---	--

	大分県知事 広 瀬 勝 貞
<p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同働の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Groupware server for Oita Prefectural Police information management system (2) Time limit for tender 10:00 am. 1 July 2021 (3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohtemachi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> <p>~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和3年4月27日</p>	<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和4年1月1日から令和8年12月31日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ</p>

<p>れる関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和3年6月7日(月)午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>(7) 納入しようとする物品等の機器等リストを令和3年6月7日(月)午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、精査を受け、回答を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年4月27日から同年5月17日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2428</p> <p>(2) 日時 令和3年4月27日から同年6月7日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和3年7月1日(木)午前11時。ただし、郵送の場合は、同年6月30日(水)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室</p>	<p>(2) 日 時 令和3年7月1日(木)午前11時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を</p>
---	---

<p>したものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Personal Computer for Oita Prefectural Police integrated information Network (2) Time limit for tender 11:00 am. 1 July 2021 (3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohtemachi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>		<p>の訂正</p> <table border="1"> <tr> <td>ページ</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>一五</td> <td>左の語の誤り</td> <td>左の正の語</td> </tr> </table> <p>語 え、同条第8項中「署名押印した」を「署名した」に改める。 別表第1中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次 五 え、同条第8項中「署名押印した」を「署名した」に改める。 第28条第1項中「第10条から第12条」を「第9条から第11条」に、「育児休業等の承認（期間延長）請求に係る所属長の意見書（第2号様式）」を「育児休業承認（期間延長）請求に係る所属長の意見書（第16号様式）」を「会計年度任用職員育児休業承認（期間延長）請求書」に改める。 第30条中「第17号様式」を「第16号様式」に改める。 別表第1中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次</p>	ページ	誤	正	一五	左の語の誤り	左の正の語
ページ	誤	正						
一五	左の語の誤り	左の正の語						
<p>令和三年三月三十一日付け大分県報号外（二八）に登載の大分県警察本部訓令第十九号（大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正）中</p>								

